

エジプト

1. サマリー

個人情報保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 ■ データ保護法（Law No.151 of the Year 2020 on the Personal Data Protection Law） <ul style="list-style-type: none">- 施行状況：2020年10月16日施行- 対象機関：公的部門（但し、国家安全保障当局（National Security Authorities）¹は除く。）及び民間部門- 対象情報：当該データ及び、氏名、声、写真、識別番号、オンライン識別子のような識別子、又は、当該自然人の心理的、医学的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示すデータを参照することによって、直接的又は間接的に、識別される自然人又は識別可能な自然人に関する情報						
個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし						
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="658 1050 1525 1193"><tr><td data-bbox="658 1050 1055 1098">① 収集制限の原則</td><td data-bbox="1066 1050 1525 1098">上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td data-bbox="658 1106 1055 1153">② データ内容の原則</td><td data-bbox="1066 1106 1525 1153">上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td data-bbox="658 1161 1055 1193">③ 目的明確化の原則</td><td data-bbox="1066 1161 1525 1193">上記法令に規定されている。</td></tr></table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。						
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。						
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。						

¹ 国家安全保障当局（National Security Authorities）とは、大統領府（the Presidency）、国防省（the Ministry of Defence）、内務省（the Ministry of Interior）、総合情報庁（the General Intelligence Agency）及び行政管理局（the Administrative Control Authority）を意味する（データ保護法1条）。

	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。	
	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	
	⑥ 公開の原則	上記法令に一部規定されている。	
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。	
	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> ① <u>データ保護法</u> 管理者又は処理者に対し、国家安全保障当局（National Security Authorities）から要求があった場合における当該当局への個人データへのアクセス権の付与を義務付けている。 ② <u>刑事訴訟法</u> 検察官に対して、裁判所の許可なく個人データを含む情報の検索・押収・監視を行う権限が与えられている。 ③ <u>通信法</u> 通信の運営者やサービスプロバイダーに対し、法律で保護された私生活を害さない範囲で、軍隊及び国家安全保障機関（National Security Entities）²が法定の権限を行使できるように、個人データへのアクセスを可能とする通信に関するあらゆる技術的能力の提供を義務付けている。 		

² 通信法において、国家安全保障機関（National Security Entities）は、大統領府（the Presidency）、国防省（the Ministry of Defence）、内務省（the Ministry of Interior）、総合情報庁（the General Intelligence Agency）、行政管理局（the Administrative Control Authority）、国家安全保障機構（National Security Authority）と定義づけられている。

	<p>④ <u>総合諜報法</u> 個人や民間団体に対し、対象となるデータの性質にかかわらず、総合諜報機関の長官が求めるデータの提供やデータへのアクセスを拒んではならないことを義務付けている。</p> <p>⑤ <u>消費者保護法</u> 上記の刑事訴訟法と同様に、検察官及びその代理人に対し、犯罪に関するものであることが強く疑われるデータの閲覧を要求する権利を認めている。</p>
--	---

(令和4年3月31日更新)